

これまで示されている適正規模と 現状の学校規模からみた学校再編の課題について

1. 適正規模について

(1) 法令で定める小中学校の学級数の標準

学校教育法施行規則

小学校 ⇒ 12～18 学級

中学校 ⇒ 12～18 学級

ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

(2) 茂原市教育委員会が定めた小中学校の適正規模

文部科学省では、人口減少や少子化の進展等により、今後、学校が過度に小規模化したり、教育条件への影響が出たりすることを懸念し、平成 27 年 1 月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定しました。

これを受け茂原市教育委員会では、平成 27 年 3 月に本市における適正規模を定めました。

茂原市教育委員会が定める適正規模

小学校 ⇒ 12～18 学級（学年 2 学級以上）

中学校 ⇒ 9～18 学級（学年 3 学級以上）

※ただし、特別支援学級の学級数は除く。

適正規模を定めた理由

- ・小中学校ともにすべての学年においてクラス替えを可能とする。
- ・学習活動の特質に応じて学級を超えた集団の編成ができる。
- ・同学年に複数教員を配置できるようにする。
- ・中学校では、教員の免許外指導をなくし、全ての授業で教科担任による学習指導を行う。

(3) 適正規模のイメージ

【小学校における適正規模】 ※千葉県における1学級の児童数の標準＝35人

適正規模 12学級（イメージ）

●児童数が最大の場合

(単位：人)

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全校児童
35 35	35 35	35 35	35 35	35 35	35 35	420…①
2学級	2学級	2学級	2学級	2学級	2学級	12学級

●児童数が最小の場合

(単位：人)

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全校児童
18 18	18 18	18 18	18 18	18 18	18 18	216…②
2学級	2学級	2学級	2学級	2学級	2学級	12学級

⇒ 同じ12学級でも、児童数の最大と最小では、204人の幅があります。

児童数の差 (①－②) = 204人

適正規模 18学級（イメージ）

●児童数が最大の場合

(単位：人)

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全校児童
35 35 35	35 35 35	35 35 35	35 35 35	35 35 35	35 35 35	630…③
3学級	3学級	3学級	3学級	3学級	3学級	18学級

●児童数が最小の場合

(単位：人)

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全校児童
24 24 23	24 24 23	24 24 23	24 24 23	24 24 23	24 24 23	426…④
3学級	3学級	3学級	3学級	3学級	3学級	18学級

⇒ 同じ18学級でも、児童数の最大と最小では、204人の幅があります。

児童数の差 (③－④) = 204人

小学校の適正規模(12～18学級)を“学級数”ではなく“児童数”に着目した場合には、最大人数の学校と、最小人数の学校では、同じ適正規模校でも、414人(③－②)の幅があります。

【中学校における適正規模】 ※千葉県における 1 学級の生徒数の標準

= 1 年生 35 人、2・3 年生 38 人

適正規模 9 学級（イメージ）

●生徒数が最大の場合

1 年生			2 年生			3 年生			全校児童
35	35	35	38	38	38	38	38	38	333…⑤
3 学級			3 学級			3 学級			9 学級

●生徒数が最小の場合

1 年生			2 年生			3 年生			全校児童
24	24	23	26	26	25	26	26	25	225…⑥
3 学級			3 学級			3 学級			9 学級

⇒ 同じ 9 学級でも、生徒数の最大と最小では、108 人の幅があります。

生徒数の差 (⑤－⑥) = 108 人

適正規模 18 学級（イメージ）

●生徒数が最大の場合

(単位：人)

1 年生						2 年生						3 年生						全校生徒
35	35	35	35	35	35	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	666…⑦
6 学級						6 学級						6 学級						18 学級

●生徒数が最小の場合

(単位：人)

1 年生						2 年生						3 年生						全校生徒
30	30	29	29	29	29	32	32	32	32	32	31	32	32	32	32	32	31	558…⑧
6 学級						6 学級						6 学級						18 学級

⇒ 同じ 18 学級でも、生徒数の最大と最小では、108 人の幅があります。

生徒数の差 (⑦－⑧) = 108 人

中学校の適正規模（9～18 学級）を“学級数”ではなく“生徒数”に着目した場合には、最大人数の学校と、最小人数の学校では、同じ適正規模校でも、441 人（⑦－⑥）の幅があります。

(4) 茂原市立小中学校の状況（適正規模を満たしていない学校の学級数と児童生徒数）

①令和6年度現在

【小学校】全12校

	学校名	学級数							児童数
		全学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
1	豊岡小学校	6	1	1	1	1	1	1	121人
2	鶴枝小学校	6	1	1	1	1	1	1	138人
3	西小学校	7	1	2	1	1	1	1	180人
4	二宮小学校	7	1	1	1	1	2	1	194人
5	五郷小学校	7	1	1	1	1	2	1	197人
6	本納小学校	8	1	1	1	1	2	2	176人

【中学校】全6校

	学校名	学級数				生徒数
		全学年	1年	2年	3年	
1	早野中学校	6	2	2	2	138人
2	本納中学校	6	2	2	2	180人

②令和12年度【住民基本台帳による推計】

【小学校】全12校

	学校名	学級数							児童数
		全学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
1	豊岡小学校	6	1	1	1	1	1	1	65人
2	鶴枝小学校	6	1	1	1	1	1	1	66人
3	本納小学校	6	1	1	1	1	1	1	126人
4	五郷小学校	6	1	1	1	1	1	1	136人
5	西小学校	6	1	1	1	1	1	1	164人
6	二宮小学校	6	1	1	1	1	1	1	172人
7	豊田小学校	9	1	1	1	2	2	2	214人
8	茂原小学校	11	2	1	2	2	2	2	234人

【中学校】全6校

	学校名	学級数				生徒数
		全学年	1年	2年	3年	
1	早野中学校	4	2	1	1	103人
2	本納中学校	4	1	1	2	117人

適正規模を満たしていない学校でも、学校によって児童生徒数の幅があり、それぞれの学校が抱える“小規模校の課題”もその規模に応じて異なっているものと考えられます。

2. 現状の学校規模からみた学校再編の課題について

(1) 「学校規模ごとの基本的な方向性」の見直しの検討

現行の基本計画における「学校規模ごとの基本的な方向性」では、適正規模を満たさない学校は統廃合や学区の見直しをすることとしています。このまま、現在の学校に適用した場合は、以下のとおりになります。

【小学校】

全体の学級数	基本的な方向性 (現行の基本計画)	学校数 (全 12 校)	
		R6	R12 推計
12～18 学級	適正規模	6	4
9～11 学級	統廃合や学区の見直し等、適正規模に近づける方策を検討する	0	2
7～8 学級	今後児童数が減少し単学級となる見込みであれば統廃合を行う	4	0
6 学級	今後児童数の増加が見込めなければ、速やかに統廃合する	2	6
1～5 学級	速やかに統廃合する	0	0

【中学校】

全体の学級数	基本的な方向性 (現行の基本計画)	学校数 (全 6 校)	
		R6	R12 推計
9～18 学級	適正規模	4	4
6～8 学級	今後生徒数が減少する見込みであれば、統廃合や学区の見直し等を行う	(2)	0
4～5 学級		0	(2)
3 学級	速やかに統廃合する	0	0
1～2 学級		0	0

※ (2) は早野中学校と本納中学校

令和 12 年度（推計）では、小学校は、全 12 校のうち 6 校が「今後児童数の増加が見込めなければ、速やかに統廃合する」に該当してきます。これは小学校の半数を統廃合しなければならない状況であり、様々な課題が生じることから「学校規模ごとの基本的な方向性」について、見直しの検討が必要と考えられます。

中学校は、全 6 校のうち 4 校は引き続きで推移していきます。なお、2 校が「今後生徒数が減少する見込みであれば、統廃合や学区の見直し等を行う」に該当してきます。

（早野中学校については南中学校との統合が予定されており、本納中学校については統廃合せずに存続させる計画としています。）

(2) 課題と対応策の整理

適正規模の考え方

茂原市教育委員会が定めた「適正規模」は、子供たちが将来に向けて一人一人の資質や能力を伸ばしていくために必要な一定の集団規模として定めたものです。クラス替えによって多様な考え方に触れる機会などを確保したり、効果的な学習活動などを行うにあたって必要とする集団規模です。適正規模は平成27年に定めました。その理由は、現在の学校教育においても合致しており、適切であると考えられます。

課 題

現行の学校再編基本計画では、「適正規模」を学校再編の“指標”として「学校規模ごとの基本的な方向性」を定めています。2.(1)で示したように、現行の基本計画に従って学校再編を進める場合には、小学校6校の統廃合を速やかに行わなければならない。学校の適正配置(7ページ参照)の観点など、大きな課題が生じます。また、1.(4)で示したとおり、小規模校であっても児童生徒数に着目した場合には、学校によって人数に相当の幅があることから、一定の児童生徒数がある学校では、保護者や地域住民から学校統合の合意を得ることが困難になる場合があると考えられます。

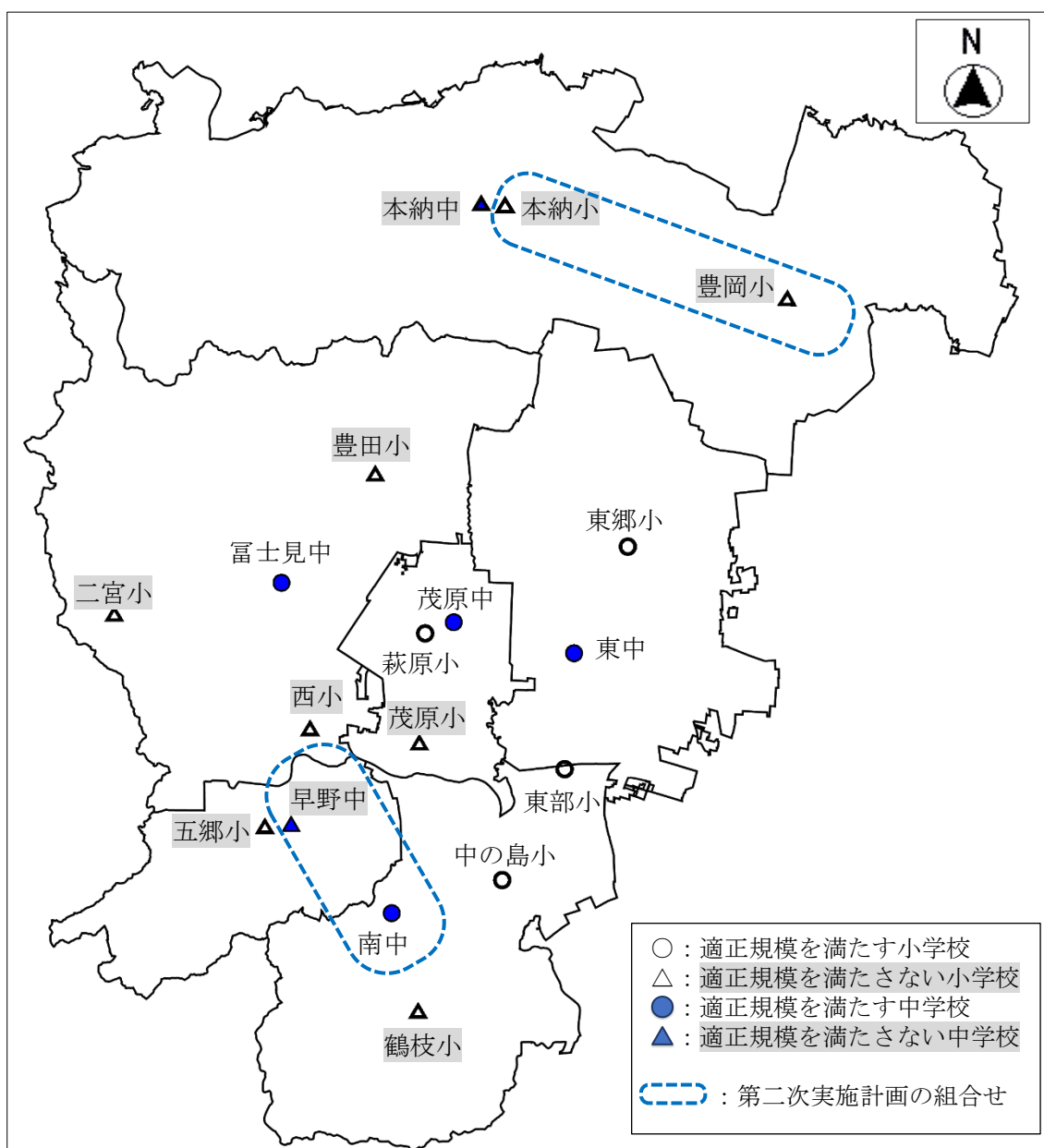
対 応 策

茂原市教育委員会が定めた「適正規模」は、現在の学校教育においても合致しており、適切であることから、今後も「望ましい学校規模」として捉えていきます。

一方で、適正規模を満たしていない学校が存在しており、これらの学校では、小規模校のメリットを生かしデメリットを最小化するよう、学校の創意工夫によって運営を行っているところです。しかしながら、過度に小規模化した場合には、学校運営の工夫だけでは課題の解消が難しくなります。

今後の学校再編の検討にあたっては、「学校規模ごとの基本的な方向性」の中に、新たに「許容できる児童生徒数の下限」を設定することが考えられます。この「許容できる児童生徒数の下限」を設定することにより、児童生徒数が許容規模の下限に至るまでは、これまで同様に学校運営を工夫することで小規模校を維持していき、許容規模を下回る場合には、小規模校の課題が著しく大きくなることから、統廃合の検討に移行していくことが考えられます。

現在の学校配置と令和12年度（推計）の学校規模



令和12年度に適正規模を満たさないと見込まれる学校

- ・小学校 [11 学級以下] … **12 校中 8 校**
本納小[6]、豊岡小[6]、豊田小[9]、二宮小[6]、西小[6]、茂原小[11]、五郷小[6]、鶴枝小[6]
- ・中学校 [8 学級以下] … **6 校中 2 校**
本納中[4]、早野中[4]
※早野中は統合予定あり。本納中は統廃合せずに存続させる計画あり。

【学校の適正配置とは】（文部科学省の手引から抜粋）

学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮する必要があります。学校統合を行うことは、児童生徒の通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性もあるため、学校の位置や学区の決定等に当たっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があります。